

第 88 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市消防長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成20年 6月10日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。

- (1) 名古屋市において、平成12年に運用されていた救急業務に関する実施規程。
- (2) 名古屋市において、平成13年に運用されていた救急業務に関する実施規程。
- (3) 名古屋市において、平成14年に運用されていた救急業務に関する実施規程。
- (4) 名古屋市において、平成12年に運用されていた救急業務に関する手引書、マニュアル、ガイドブック又はそれに類する文書。
- (5) 名古屋市において、平成13年に運用されていた救急業務に関する手引書、マニュアル、ガイドブック又はそれに類する文書。
- (6) 名古屋市において、平成14年に運用されていた救急業務に関する手引書、マニュアル、ガイドブック又はそれに類する文書。
- (7) 名古屋市において、電算入力 of 救急活動報告書としてしか救急隊の活動記録が保管されていなかった期間が何年何月から何年何月までかが分かる文書すべて。
- (8) 名古屋市において、救急活動記録票が救急隊ごとに様式の異なるメモであることを示す文書すべて。
- (9) 名古屋市において、各救急隊が救急活動記録票を随時処分することを示す文書すべて。
- (10) 名古屋市において、電算入力による救急活動報告書作成が開始された年月日を示す文書すべて。
- (11) 名古屋市において、消防庁／消防長官の要請に備えるための文書を救急活動報告書としたことを示す文書すべて。
- (12) 名古屋市において、消防庁／消防長官からの通達文書等示される「救急活動記録票」という呼称を、各救急隊が独自の様式で記載し随時処分す

るメモの呼称とすることを示す文書すべて。

- (13) 名古屋市において、上記(12)のメモに対して「救急活動記録票」という呼称の使用を開始した年月日を示す文書すべて。
- (14) 名古屋市において、消防庁／消防長官からの通達文書等に表示される「救急活動記録票」が、随時処分する救急隊ごとに異なる様式のメモであることを示す文書すべて。
- (15) 名古屋市において、消防庁／消防長官からの通達文書等に表示される「救急活動記録票」が、随時処分する救急隊ごとに異なる様式のメモではないことを示す文書すべて。
- (16) 名古屋市において、救急隊が傷病者を救急搬送して名古屋第二赤十字病院等の医療機関に引き渡した事実を確認するために医師の署名又は押印若しくは記名押印を得ることを開始したのは何年何月何日であることを示す文書すべて。
- (17) 名古屋市において、上記(16)の医師の署名若しくは押印又は記名押印を得た文書の、平成12年における呼称を示す文書すべて。
- (18) 名古屋市において、上記(16)の医師の署名若しくは押印又は記名押印を得た文書の、平成13年における呼称を示す文書すべて。
- (19) 名古屋市において、上記(16)の医師の署名若しくは押印又は記名押印を得た文書の、平成14年における呼称を示す文書すべて。
- (20) 名古屋市において、平成12年に運用されていた上記(16)に関して医師の署名若しくは押印又は記名押印を得た文書の呼称、保管期間等を示す文書すべて。
- (21) 名古屋市において、平成13年に運用されていた上記(16)に関して医師の署名又は押印若しくは記名押印を得た文書の呼称、保管期間等を示す文書すべて。
- (22) 名古屋市において、平成14年に運用されていた上記(16)に関して医師の署名又は押印若しくは記名押印を得た文書の呼称、保管期間等を示す文書すべて。
- (23) 名古屋市において、平成12年に運用されていた救急業務実施基準又はそれに類する文書。
- (24) 名古屋市において、平成13年に運用されていた救急業務実施基準又はそれに類する文書。
- (25) 名古屋市において、平成14年に運用されていた救急業務実施基準又はそれに類する文書。
- (26) 名古屋市における消防の歩みを示す文書。
- (27) 名古屋市における救急業務の歩みを示す文書。

2 同月24日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件請求文書（1）から同（9）まで及び同（11）から同（22）までの文書については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を、本件請求文書（10）の文書については、平成 4年名古屋市消防局訓令第14号の起案文書を特定のうえ公開決定を行い、また、本件請求文書（23）から同（25）までの文書については、販売文書であること、本件請求文書（26）及び同（27）の文書については、一般に閲覧させることができるものであることを理由として却下決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 平成20年 8月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭の意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書（1）から同（3）までの文書について

多くの自治体が公開している救急業務規程等が存在しないとは考えられない。また、弁明において44年前の内容に言及しているのに、 8年前の規程がないとは考えられない。名古屋市のものであると明確にわかり、「活動の記録」条項が記された規程の公開を求める。

(2) 本件請求文書（4）から同（6）までの文書について

毎年更新される救急業務に関する手引書のような書物があることを名古屋市消防局中村消防署樁出張所（以下「樁出張所」という。）で確認しているから、そのような小本は存在しないという実施機関の弁明は事実と反する。また、必要な情報が散在しているのは非合理的で、簡便に取り出せるマニュアルが存在しないのは不自然である。

(3) 本件請求文書（7）の文書について

本請求項目は平成13年 6月27日付けの救急隊活動記録表が存在しないという実施機関の説明に関連しており、平成13年10月24日付け「救急業務高

度化推進事業の一部試行について」（13消救第 132号。以下「13消救第 132号通知」という。）において、平成13年11月 1日以降救急隊活動記録表に統一する旨の通知が出されたことは、救急隊活動記録表に準ずる文書がすでに存在していたことを意味している。

(4) 本件請求文書 (8)、同 (9)及び同(12)から同(15)までの文書について

「救急活動記録票」という言葉は、法令等においては救急活動の記録に関連する文書の総称として用いられ、名古屋市においてはメモ書きに限定して使用される名称として用いると実施機関は説明している。国と名古屋市で「救急活動記録票」の意味付けが異なるのであれば、その理解を周知するための説明文書や救急活動記録票と称するメモの取扱いや廃棄処分について、救急隊に指示する文書が存在して然るべきである。

また、救急活動記録票が救急活動報告書を電算入力後に廃棄されるものであるとしても、平成 4年以前には救急活動報告書は手書きで作成されていたとのことであるから、平成 4年以前から救急活動報告書を作成するためのメモとされる救急活動記録票は存在していたはずである。

一方、以前入手した個人情報一部開示決定通知書には「救急活動記録表は平成13年11月 1日から導入」と記載されている。13消救第 132号通知においては「救急活動記録表」が「救急隊活動記録表」と同義に使用されており、かつ、「表」は「票」とすべきものであったと聞いた。「救急活動記録表」が「救急活動記録票」と同義なのであれば、「救急隊活動記録表」は「救急活動記録票」と同義となり、救急活動記録票が随時処分されるメモであるとの実施機関の説明は虚偽であることになる。

(5) 本件請求文書(11)の文書について

実施機関の口頭での説明を裏付ける文書の公開を求める。

(6) 本件請求文書(16)から同(22)までの文書について

消防庁長官からの各都道府県知事あて昭和39年 3月 3日付け「救急業務実施基準について」（自消甲教発第 6号。以下「救急業務実施基準」という。）に反して、医師の署名押印を求めることなく、医師名を記録する運用で現在まで至ったとは考えられない。独自の運用をしているのであればその旨を指示する文書が存在するはずである。

なお、実施機関が情報提供したと述べている限られた活動に限定した情報は請求していない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書 (1) から同 (3) までの行政文書について

救急業務規程（昭和57年名古屋市消防局訓令第 9号。以下「業務規程」という。）は、平成12年以後何度か改正されており、平成12年当時に運用されていた規程は存在していない。ただし、改正文は存在しているので、現行規程と改正文を情報提供した。

なお、現行の救急業務実施要綱（昭和53年甲令達第15号。以下「実施要綱」という。）は平成13年以後改正していないことから、これが本件請求文書 (2) 及び同 (3) に該当するものであったとして、不存在を理由として非公開とした決定を取り消し、公開決定とする処分変更を行った。

2 本件請求文書 (4) から同 (6) までの行政文書について

救急業務に関する手引書は作成していない。椿出張所にも確認したが、手引き等は存在しなかった。過去に送付された各種通知をまとめた平成13年 3月 6日付け「救急活動時における細部留意事項について」（13消救第26号）が請求の趣旨に近いものと考え、情報提供した。

3 本件請求文書 (7) の行政文書について

電算入力による救急活動報告書のみを保管していたことを示す行政文書は存在しない。救急活動報告書をシステムで作成することとした「救急業務規程（昭和57年名古屋市消防局訓令第 9号）の一部改正について」（平成 4年名古屋市消防局訓令第14号）及び特定行為活動記録票等を作成することを定めた平成 4年 7月30日付け「救急救命士の行う特定行為に関する救急活動基準について」（4消救第91号。以下「4消救第91号通知」という。）を情報提供した。

4 本件請求文書 (8)、同 (9) 及び同(12) から同(15) までの行政文書について

請求の対象となる文書は存在しないが、各救急隊の平成20年 6月現在の救急活動記録票（現行の傷病者観察票）の様式を情報提供した。

5 本件請求文書(11)の行政文書について

消防庁へ報告するために必要な情報が救急活動報告書に記載されているためにこれをもって対応しているもので、請求の対象となる文書は存在しない。

6 本件請求文書(16)から同(22)までの行政文書について

本市においては、医療機関に引き渡した事実を確認するために医師の署名押印を求めることは規定しておらず、請求の対象となる文書は存在しない。昭和39年に策定した救急業務規程（昭和39年名古屋市消防局訓令第9号）においては、医師名を救急隊員が記録するよう運用しており、署名押印は求めていなかった。また、4消救第91号通知の運用開始から、医師の署名を特定の場合のみ受けることとなった。

以上から、医療機関に引き渡した事実を確認するためにすべての医療機関で署名押印を受けているものではないため、請求の対象とはならないと判断したが、当該通知が請求の趣旨に近いとして、これを情報提供した。

第5 審査会の判断

1 争点

実施機関は、本件処分を変更し、本件請求文書(2)及び同(3)に該当する行政文書のうち、実施要綱を既に公開しているため、当審査会は、本件処分を変更した後においてもなお非公開とされた部分について、審査請求人が公開を請求する行政文書が存在するか否かについて判断する。

2 本件請求文書(1)から同(3)までの行政文書について

(1) 本件請求文書(1)から同(3)までの行政文書は、平成12年、平成13年及び平成14年に運用されていた救急業務に関する実施規程である。

(2) 名古屋市消防局（以下「消防局」という。）において、救急業務に関する実施規程に該当するのは、業務規程及び実施要綱である。業務規程は平成12年以降数回に渡って改正されており、現行の業務規程は平成12年から平成14年に運用されていたものとは異なるものである。また、実施要綱は平成13年3月30日の改正以後、改正されておらず、現行の実施要綱は平成13年及び平成14年当時と同じ規定である。

(3) 規程や要綱等は改正されると、改正部分が規定等に溶け込み、従前使用されていたものは差し替えられる。旧規程等が当時の刊行物に収録されている場合や改正決裁に参考として添付されている場合もあるが、業務規程及び実施要綱においては、これらの取扱いはなされていなかった。

(4) したがって、平成12年から平成14年までに運用されていた業務規程及び平成12年に運用されていた実施要綱はすでに差し替えられており、本件請

求文書（1）の行政文書並びに同（2）及び同（3）に該当する行政文書のうち業務規程は存在しないと認められる。

3 本件請求文書（4）から同（6）までの行政文書について

（1）本件請求文書（4）から同（6）までの行政文書は、平成12年、平成13年及び平成14年に運用されていた救急業務に関する手引書、マニュアル、ガイドブック又はそれに類する文書（以下「救急業務に関する手引書等」という。）である。

（2）消防局において救急隊が救急業務を実施するに当たり参考としている文書は、消防局消防部救急対策室や消防庁などが発した各種通知である。

（3）消防局においては、各種通知が行われると各救急隊でそれらをまとめて綴るなどして救急業務に関する参考資料としており、それらをまとめて手引書等を製本するという事務形態は採られていない。

（4）したがって、救急業務に関する手引書等は作成されておらず、本件請求文書（4）から同（6）までの行政文書は存在しないと認められる。

4 本件請求文書（7）の行政文書について

（1）本件請求文書（7）の行政文書は、救急隊の活動記録として、電算入力 of 救急活動報告書しか保管されていなかった期間のわかる文書である。

（2）電算入力による救急活動報告書の保管は、業務規程の一部改正（平成 4 年名古屋市消防局訓令第14号）により、平成 4 年 4 月 1 日に開始され、救急救命士の業務開始に伴い、同年 8 月 1 日から特定行為を行った場合には救急活動報告書にD O A 情報記録票、指示事項等記録、特定行為活動記録票等を添付することとされた。また、平成13年11月 1 日以降は、救急隊活動記録表（13消防第 132号通知では「表」を使用しているが、現在は「票」に変更している。以下同じ。）を添付して保管しており、現在までその取扱いに変更されていない。

なお、審査請求人が主張するように、13消防第 132号通知には、「救急隊活動記録表の統一」と記載されている。当審査会の調査によると、これは、救急隊の活動に関する記録の取扱いについて、それまでは救急活動記録票（13消防第 132号通知では「表」と記載されているが、「票」の誤記と考えられる。）を用いて医療機関に説明したり、各医療機関が独自に作

成している救急搬入患者引継ぎ表に救急隊が医療機関到着時に記載していたり、医療機関によってその取扱いが異なっていたものを、特定の医療機関に搬送した場合には新たに定めた救急隊活動記録表を使用することとし、救急隊と医療機関が保管するという取扱いに統一したものであって、救急隊がそれまで用いてきた救急隊活動記録表に準ずる文書の様式を一元化したという趣旨のものではないと認められる。よって、平成13年11月1日以前から救急隊活動記録表に類する文書が存在し、救急活動報告書とともに保管されていたとは認められない。

したがって、これらの制度や様式の運用開始時期を比較し、勘案することにより、電算入力 of 救急活動報告書のみを保管するものとしていた期間は、平成4年4月1日から同年7月31日までとなることが判明する。

(3) しかし、救急隊の活動記録の取扱いの変遷を一覧としてまとめたものは作成されておらず、電算入力による救急活動報告書のみを保管していた期間を直接示す行政文書はないことから、本件請求文書(7)の行政文書は存在しないと認められる。

5 本件請求文書(8)、同(9)及び同(12)から同(15)までの行政文書について
(1) 本件請求文書(8)、同(9)及び同(12)から同(15)までの行政文書は、救急活動記録票に関する文書である。

(2) 消防局においては救急隊ごとに現場で活動状況を記録するための用紙の様式を定めており、救急活動報告書の作成後、随時廃棄している。救急隊により、名称、様式とも異なっていたが、各隊の様式を救急活動記録票と総称していた。なお、現在は混乱を避けるため、傷病者観察票と名称を改めている。

(3) 消防局において、各隊の様式を救急活動記録票と総称することは、実務慣行として行われていたものにすぎず、当該名称を使用する旨の通知等がなされたものではないことから、本件請求文書(8)及び同(9)の行政文書は、存在しないと認められる。

(4) 一方、消防庁長官から出された救急業務実施基準第20条第2項における救急活動記録票の名称は、特定の文書を示すものではなく、救急活動に関する記録を広く示すものとして用いられていると解される。

(5) したがって、実態として消防局における救急活動記録票は救急業務実施基準とは異なる用いられ方がなされているものの、上記 (3) で述べたように、消防局において救急活動記録票について定義した文書が作成されていないことから、本件請求文書(12)から同(15)までの行政文書は、存在しないと認められる。

6 本件請求文書(11)の行政文書について

(1) 本件請求文書(11)の行政文書は、消防庁の要請に備えるための文書を救急活動報告書としたことを示す文書である。

(2) 消防組織法（昭和22年法律第 226号）第40条の規定により、消防庁長官は、都道府県又は市町村に対して消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができるとされている。

(3) 一般に照会がなされたり報告を求められたりした場合には、現に保有する情報に基づいて回答することが通常であり、救急活動の実施状況について消防庁長官から報告を求められた場合には、消防局が現に保有している救急活動報告書に記載されている情報を報告のために使用しているものといえる。

(4) したがって、消防庁の要請に備えるために救急活動報告書を作成しているものではなく、本件請求文書(11)の行政文書は存在しないと認められる。

7 本件請求文書(16)から同(22)までの行政文書について

(1) 本件請求文書(16)から同(22)までの行政文書は、医療機関に引き渡した事実を確認するために、医師の署名又は押印を得ることを開始した年月日等を示す文書である。

(2) 消防局においては、医療機関に引き渡した事実を確認するために、医師の署名や押印を求めることを規定しておらず、救急搬送した全案件について、救急隊員が救急活動報告書に医師名を記録している。

(3) なお、 4消防第91号通知により、指示事項等記録に救急救命士の特定行為に係る処置の確認のため、医師の署名及び押印を受けていた。また、13消防第 132号通知により、平成13年11月 1日からは、救急隊活動記録表に救急活動の検証契約医療機関に搬送した場合の記録として医師の署名を得

るようになった。しかし、審査請求人は、一部の活動に限定した情報は請求していないと述べていることから、上記の文書は、本件請求文書(16)から同(22)までの行政文書には該当しないと考えられる。

(4) したがって、医療機関に引き渡した事実を確認するために、医師の署名又は押印を受ける取扱いはなされておらず、本件請求文書(16)から同(22)までの行政文書は存在しないと認められる。

8 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年10月 3日	諮問書の受理
10月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月15日	実施機関の弁明意見書を受理
11月 7日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月25日	審査請求人の反論意見書を受理
平成21年 4月14日 (第100回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月12日 (第101回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
6月16日 (第102回審査会)	調査審議
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議
1月21日	答申